

ガス装置工事に関わる運用・工事費等について

令和2年3月

上越市ガス水道局建設課装置工事係

[上越市ガス供給条例(抜粋)]

第19条 ガスを新たに使用し、若しくは廃止し、又は使用状況を変更しようとする者は、あらかじめこの条例の規定を承諾の上、本市にガスの工事の申込をしなければならない(以下省略)

第20条 供給施設に関する工事は、本市が施工する。ただし、本市が指定する工事業者に施工させることができる。

[上越市ガス供給規程(抜粋)]

第8条 管理者は、条例第7条1項に規定する内管等及びガスメーターの工事が必要となるときは、遅延なく工事の設計及び見積りを行い、工事費の明細を使用者に通知するとともに、使用者と協議の上、工事を行う日を決定しなければならない。(以下省略)

ガス内管工事の運用について

ガス内管工事は、使用者(お客様)が、ガス事業者(局)に工事を申込み、ガス事業者(局)が施工を行うことが基本であるが、使用者(お客様)自らが申込に要する申請書を作成することは困難であることから実際は「本市が指定する工事業者」が依頼を受け、申請を代行している。

また、ガス内管(境界～ガス栓)及びガス栓設置工事については、条例第20条により「本市が指定する工事業者」に請負わせ施工しております。

ガス内管工事の費用について

ガス内管工事及びガス栓設置工事についての工事費(施工単価)については、使用者(お客様)及び請負わせた工事業者により、金額の差が生じることの無いよう事業が施工単価を決定し公表しています。

ガス内管工事の申込により、設計し算出された概算工事費は規程第8条によりガス事業者(当局)が使用者(お客様)に通知しなければなりません。概算金及び明細書(設計書)は、当局より申込み者の代行者である工事業者に通知しております。代行者である工事業者は申込者に概算金及び明細書についてお客様へ説明を行う必要があります。

ガス内管工事費について

当局が定め公表している施工単価には、既に一般標準的な「調査」「設計」「事務手続き」に要する、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費が含まれております。

よって、ガス内管工事については、更に諸経費を計上(二重計上)することの無いよう注意してください。

見積書等の金額提示の注意事項

- ① 設備工事一式だけでは無く、工事見積書作成については、ガス内管工事、ガス消費機器設置、給水装置工事、衛生設備、附帯工事などの内訳を作成しお客様へ説明を行うこと。
- ② ガス内管工事については、当局が定めた施工単価を用いること。
- ③ ガス内管工事について、更に諸経費を計上しないこと。
(内管工事費は諸経費の対象外としてください。)
- ④ ガス漏れ調査、床壁張替え、範囲以上の土間コンクリート復旧費等の費用を見積りに計上する場合は、必ず項目を別立てし丁寧な説明を行うこと。